

## 令和元年度事業報告

我が国経済は、近年、円高の進行、景気の低迷が続く中、木材需要の減少や木材価格の低迷等から、林業・木材産業は、深刻な状況におかれてきたところであるが、25年以降、経済の立て直しを第一義に掲げる安倍政権のもとでの積極的な財政措置や大胆な金融緩和対策などいわゆるアベノミックスにより、長年にわたり続いた円高から脱却し円安へ移行するとともに、景気は、緩やかな回復基調が続いている。

このような状況のもとで、国産材の生産が徐々に拡大し、自給率も上がってきているが、林業・木材産業の経営基盤はまだまだ脆弱であり、担い手である山村は、過疎化、高齢化が進み、危機的な状況にあることから、森林・林業の再生に向けて、林活地方議員連盟等と連携を図りつつ、提言・要請活動を積極的に展開した。

一方、長年の悲願であった森林環境税については、令和元年度から森林環境譲与税の市町村等への配分が始まるとともに、令和2年度以降は、譲与額を前倒しで増額されることとなった。

林野公共事業についても、近年豪雨災害等が多発している状況から、森林整備・治山事業等の重要性への認識が高まっており、令和元年度補正予算及び令和2年度当初予算に関しては、前年度に匹敵する予算を確保できた。

森林・林業活性化基金事業（以下「基金事業」という）については、森林・林業活性化に関する調査・研究、普及・啓発等の事業を実施した。

## I 概要

### 1 一般事業

- (1) 令和2年度予算（案）等の編成に当たっては、林活地方議連とも連携を図りつつ、① 森林環境税等の着実な推進と林野公共予算の確保による森林整備の推進、② 木材産業の振興と木材利用の推進、③ 持続的な森林経営の確立と人材の育成強化、④ 地域が主体となった森林整備から木材の流通加工に亘る一体的取り組みの推進と林道等路網整備の充実、⑤ 情報通信技術の活用等林業の技術革新と多様な森林管理活動など魅力ある林業の創出、⑥ 国民の安全・安心を確保する治山対

策の拡充等 緑の国土強靱化の推進、⑦ 水源林整備の計画的実施と森林病虫害対策の推進、⑧ 国有林の先導的取り組みと民有林との一体的施策展開、⑨ 東日本大震災からの復旧・復興の推進と熊本地震災害の早急な復旧の課題を掲げ、積極的な提言・要請活動を行った。

特に、近年、地球温暖化の影響等により局地的豪雨が増加する中、平成30年の西日本豪雨災害、北海道胆振東部地震、令和元年の台風災害等、災害が頻発しており、国民の暮らしを支え、山村の存立基盤となる林業の振興、緑の国土強靱化に向けた山地災害防止や災害に強い森づくりなどを推進するための林野公共事業の予算確保が不可欠であり、自民党国会議員の「森林整備・治山事業促進議員連盟」においても「緊急決起大会」が開催され、多くの林業関係者が参加した。

その結果、令和元年度補正予算及び令和2年度当初予算に関しては、大幅に増額した前年度に匹敵する予算（林野公共予算当初1,830億円、補正391億円、緊急対策368億円、非公共ハード36億円、総額2,624億円）を確保できた。

(2) 林業税制については、森林環境譲与税の市町村等への配分が始まるとともに、平成2年度以降、現行の借入金に代わる財源として、地方公共団体金融機構の金利変動準備金を活用し、譲与額を前倒しで増額することとなった。

(3) TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定：CPTPP）について、2018年12月に、日本、メキシコ、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリアの6カ国間で発効し、ベトナムについては、2019年1月に発効した。残り4国（ブルネイ、チリ、マレーシア、ペルー）については、それぞれの国が国内法上の手続きを完了の上、順次発効する。

一方、TPPを離脱したアメリカとは、2019年10月に日米貿易協定の署名が行われた。

また日EU・EPAについては、2019年2月に発効した。

当然、これらは、林業・木材産業も大きな影響を受けることとなり、補正予算等を活用しながら対処していくことが必要となっている。

(4) 国有林野事業については、公益的機能の一層の発揮と技術的課題への先導的取組、民有林との一体的な施策展開等が図られるよう提言活動を行うとともに、

樹木採取権制度の導入について要望を行い、令和元年6月に「国有林野の管理経営に関する法律」が改正された。

また、水源林整備については、計画的な実施、森林整備法人による森林整備の円滑化により公益的機能を確保するよう提言活動を実施してきた。

なお、違法伐採対策として「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」いわゆる「クリーンウッド法」が施行され、合法木材等の流通・利用等を推進することとなった。

このほか、予算要求時や予算の概算決定時など、節目 節目で林業団体懇談会を開催して、林野庁からの説明、意見交換等を行ったほか、全会員に対して会報誌「日本林業」をメール配信するなど、広報活動の推進に努めた。

## 2 基金事業

「基金事業計画の基本方針」に基づき、「調査・研究」、「公開講座」及び「普及・啓発」の事業を実施した。

## II 総会及び役員会等

### 1 総会

2月22日（金）、法曹会館において、第6回定時総会を開催し、次の議案について審議し、いずれも原案どおり承認決定された。

報告事項 平成30年度事業報告について

議案1号 平成30年度財務諸表について（平成30年度貸借対照表及び正味財産増減計算書について）

報告事項 平成30年度公益目的支出計画実施報告書について

報告事項 平成31年度事業計画及び収支予算書について

議案2号 平成31年度会費の賦課及び徴収方法について

議案3号 役員の改選について

### 2 監事会

2月1日（金）、日本林業協会会長室において、監事会を開催し、平成30年度財務諸表及び公益目的支出計画実施報告書等、会計全般について監査を行われた。

### 3 理事会

#### (1) 第1回理事会

2月5日（火）、赤坂ICCにおいて開催し、平成31年度定時総会提出議案を審議し、原案どおり決定された。

#### (2) 第2回理事会

12月12日（木）、三会堂ビルにおいて開催し、総会以降の会務報告、令和2年度事業計画（案）及び収支予算（案）、第7回定時総会の招集を令和2年年2月21日（金）とすること等を議題として付議し、一部修正の上、決定した。

## III 調査・提言及び諸会合等

### 1 調査・提言活動

令和元年度は、森林・林業の再生に向けて、政府・与党等に対し、予算措置を含めた各種対策の充実強化を強く要請するとともに、東日本地震からの復興、熊本地震被災地・西日本豪雨・北海道胆振東部地震、令和元年の台風災害等の早急な復旧・復興を訴えた。

また、地球温暖化防止のため、森林吸収源対策の推進と安定的税財源の確保に向けて陳情・要請等精力的な活動を展開するとともに、林業・木材産業に対しての配慮を訴えた。

政府・与党等に対する主な提言・要請活動等は次のとおりである。

#### (1) 2年度 森林・林業関係予算の要望

（元年 8月27日 自民党 農林合同会議）

（元年11月 7日 自民党林野公共事業決起大会）

#### (2) 2年度 林業税制改正の要望

（元年11月 6日 自民党 農林合同会議）

（元年11月13日 公明党）

（元年11月18日 立国社）

(3) 2年度森林・林業予算のお礼

(元年12月20日 主要国会議員)

2 諸会合

(1) 林業団体懇談会

○ 1月期 林団懇

日時 1月23日(水)

場所 永田町ビル4階大会議室

○ 6月期 林団懇

日時 6月20日(木)

場所 永田町ビル4階大会議室

○ 9月期 林団懇

日時 9月20日(金)

場所 永田町ビル4階大会議室

(2) 新年賀詞交換会(大日本山林会共催)

日時 1月7日(月) 11:30~13:00

場所 三会堂ビル9階石垣記念ホール 参加者約200名

3 広報活動等

(1) 情報提供等広報活動の展開

会員に対してホームページ、メール等による情報の伝達を行うとともに、特に、林団懇資料等を、ホームページを活用して提供するなど、情報提供の展開に努めた。

また、会員向けに協会報「日本林業」を、毎月メールにより発行・配信し、広く森林・林業・木材産業及び協会活動の普及に努めた。

IV 基金事業

## 1 調査・研究

第4次の調査研究会として、山元に利益を還元して「伐ったら植える」資源の循環利用を進めて真の林業成長化を実現するための施策展開に資するため、「森林資源の循環利用と新たな森林管理のあり方」の調査研究会を、平成30年度に引き続き、3月14日、7月4日、11月20日に開催し、報告書にまとめた。

調査研究会の成果を迅速に普及するため、発表の内容を、「森林と林業」の「緑の論壇」に掲載した。

## 2 公開講座

令和元年公開講座を実施した。

月日：令和元年8月23日（金）

演題：熱帯木材貿易の現状と最近のITTOの取組

講師：ITTO事務局長

ゲアハート・ディタレ氏 (Dr. Gerhard DIETERLE)

## 3 普及・啓発

情報・広報月刊誌「森林と林業」を引き続き発行し、国の機関、地方公共団体及び林業関係団体等に配付し、森林・林業・木材産業の現状と施策、研究情報等について普及・啓発を行った。

## V 部会活動

### 1 林業・木材産業金融税制対策（金融税制部会長 山崎 信介）

金融税制部会では、森林・林業・木材産業関係の税制及び金融制度の改善のため、関係団体とともに政策要望をとりまとめて、林野庁をはじめとして関係方面への働きかけを行った。

- (1) 金融税制部会メンバー団体で、「令和2年度林業・木材産業関係税制及び金融についての要望」を取りまとめ、令和元年6月24日に林野庁林政部長を訪問して、同要望書を提出した。

(2) 11月には、日本林業協会、全国木材組合連合会、全国森林組合連合会、日本林業経営者協会などの林業・木材産業関連10団体で「令和2年度 林業・木材産業関係税制改正要望」を取りまとめ、11月の中旬にかけて自由民主党、公明党に提出の上、要請活動を実施した。

令和元年11月6日に自由民主党農林・食料戦略調査会、農林部会等合同会議及び令和元年11月13日に公明党林業振興議員懇話会に提出した日本林業協会等の要望項目は次のとおりである。

- ①山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%控除等）の延長
- ②農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の延長
- ③省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充及び延長（所得税・法人税）
- ④(独)農林漁業信用基金が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の拡充
- ⑤国有林野の管理経営に関する法律の一部改正に伴う税制上の所要の措置
- ⑥森林組合の連携手法の多様化に関する税制上の所要の措置

(3) 税制改正作業では、今回もこれまで同様に合理性、有効性、相当性の観点から厳しい見直しが行われており、与党の関係部会等が関係団体から要望事項を聞き取り、この中から重点項目を選択し、各省要望事項も踏まえて、与党の税制調査会で審議が行われた。

最終的には、林業・木材産業関連団体が提出した「要望」に応える形で、12月12日に自由民主党及び公明党連名の「令和2年度税制改正大綱」が取りまとめられ、12月20日には、与党の「令和2年度税制改正大綱」と基本的に同じ内容が記載されるとともに、森林環境譲与税に関しては総務省の予算措置を踏まえた追加的な措置を含めた、「令和2年度税制改正の大綱」が閣議決定された。

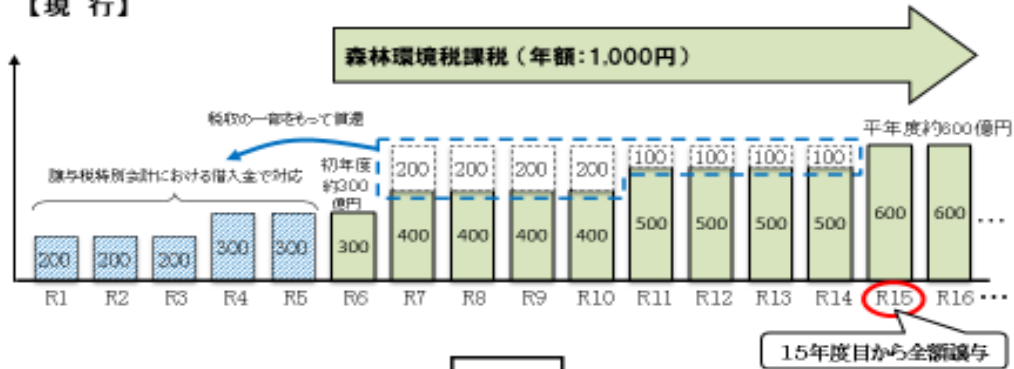
(注) 上記「総務省の予算措置を踏まえた追加措置」については、添付の参考資料のとおり。

(参考)

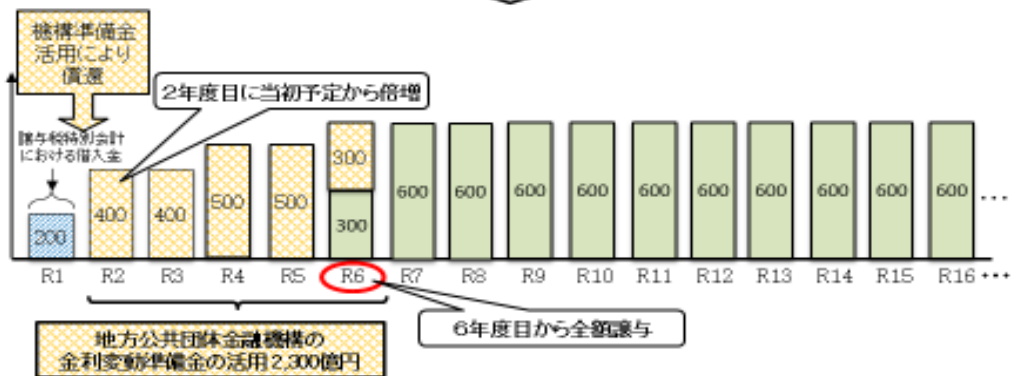
### 森林環境譲与税の増額

○ 森林環境譲与税について、現行の借入金に代わる財源として、地方公共団体金融機構の金利変動準備金を2,300億円活用し、譲与額を前倒して増額すること等が決定。

【現行】



【変更後】



## 2 林業労働力対策 (林業労働部会長 岩田 茂樹)

林業労働力対策部会においては、部会構成団体の意見を集約し、林野庁及び厚生労働省への要請を行いつつ、各団体が担当する事業、制度を実行、運営した。

主要事項の概要は、以下のとおり。

### (1) 林業に係る技能検定制度構築に向けた取組

林業従事者の技能向上、就業環境の整備及び社会的・経済的地位の向上に寄与することを目的として、昨年4月に主要林業7団体（日本林業協会、日本造林協会、全



国森林組合連合会等）を構成員とする林業技能向上センター（事務局：全国森林組合連合会）が設立され、現在、技能検定制度の導入に向けて、主管官庁である厚生労働省と協議を進めている。

（２）「緑の雇用」新規就業者育成推進事業及び現場技能者キャリアアップ対策（以下、「『緑の雇用』事業」という）

「緑の雇用」事業は、全国森林組合連合会が実施。平成31年度は新規就業者（約1,000名）を中心とした研修生に対し、林業に必要な安全講習等の資格取得に加え、森林施業を安全かつ効率的に行える現場技能者（フォレストワーカー）の育成（3年間）のための集合研修及び実地研修を実施した（平成15年度～平成30年度の研修修了者数は、累計約20,000名）。また、安全かつ効率的作業を指導する現場技能者である現場管理責任者（フォレストリーダー）、総括現場責任者（フォレストマネージャー）を育成するための集合研修を実施した。

併せて、実地研修における労働災害を防止するため、研修現場での安全巡回指導を約3,200回／年間を実施した。

（２）林業労働安全推進対策及び労災保険関係

27年度にスタートした林業労働安全推進対策（林野庁補助事業）は、全国素材生産業協同組合連合会が実施した。

この事業では、労働安全衛生コンサルタントの資格を有する専門家が、林業事業体へ出向き、トップ・経営管理者に対し事業者責任の再徹底を図った上で、安全診断を行い、安全管理体制を確立するよう誘導しており、5か年で約1,500事業体に実施した。

次に、労災保険関係については、通常3年毎に保険料率が改定されており、林材業ゼロ災推進中央協議会が厚生労働省に対し、業界の厳しい経営状況を説明し、特段の配慮を要請した。

30年4月から適用されている労災保険料率は、次のとおり。

- ・ 林業：千分の60→千分の60（据え置き）
- ・ 木材・木製品製造業：千分の14→千分の14（据え置き）

（３）林業退職金共済（林退共）制度

独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営している林退共制度は、林業労働者

の福祉の増進を図る上で重要な柱であり、同機構と連携して積極的に加入促進に取り組んだ。

令和元年11月末現在の共済契約者数は、前年同期比1.3%増の3,263所、被共済者数は前年同期比1.5%減の39,064人となった。

また、平成30年度の決算を踏まえた厚生労働省の将来推計によると、現行の予定運用利回りを現行のまま(0.5%)とした場合、累積欠損金解消計画で解消予定としている令和4年度までに、累積欠損金の解消を図ることは難しいとの見通しを踏まえ、元年6月19日に開催した当部会において、「林退共の安定的運営に向けた今後の対応について」をとり纏めたところであるが、主な対策は以下のとおり。

- ① 退職給付金の算定基礎となっている予定運用利回り(0.5%)を引き下げる。なお、掛金日額(現行 470 円)の引き上げは、林業の経営環境等に配慮し今回は据え置く。
- ② 業務費用については、業務遂行に支障が出ないよう留意したうえで、当分の間、林退共本部経費及び支部業務委託費の縮減に努める。
- ③ 適切なリスク管理の下で運用収入の増加を図るため、資産運用委員会において専門家の意見を踏まえたうえで、資産運用に占める金銭信託割合の増加の適否等について検討する。
- ④ 制度を安定的に運営していくため、新規加入者数が退職者数を上回るよう、林業関係者が一致協力して加入促進に努める。

なお、厚生労働省の労働政策審議会・中小企業退職金共済部会が12月16日に開催され、特定業種退職金共済制度(建設業・清酒製造業・林業)の財政検証が開始された。

### 3 森林の水資源対策(水資源部会長 津元頼光)

#### (1) 政策要望活動

令和2年度当初予算確保及び令和元年度補正予算に関する要望活動の一環として、11月11日に治山事業・林道事業の推進団体である(一社)日本治山治水協会、(一社)全国森林土木建設業協会、(一社)日本林業土木連合協会の3団体で、関係国会議員、林野庁、財務省に対し要望を行うほか、11月27日に関係国会議員・関係林業団体・林野庁幹部が出席する中で「2019治山・林道のつどい」を開催し林野

公共事業拡充の決議を行うなど、事前防災・減災のための予防的な治山対策や、水土保全機能の低下した森林の整備、災害に強い森林づくりの推進など「緑の国土強靱化」の推進に取り組んだ。

## (2) 第43回「水の週間」への参画

第43回「水の週間」中央行事として、8月13日（火）～15日（木）の3日間、東京国際フォーラムにおいて開催された「水のワークショップ・展示会」に参画し、ワークショップの開催とブース展示を行った。

ワークショップは、「森林の働きとおいしい水」のタイトルで、森林の水源涵養機能などについて小学生及び親御さん対象に分かりやすく説明した。また、ブースでは、パネル展示、森林の水（ペットボトル）約70種類の展示、3種類の森林の水の試飲会を行い、来場者に森林のもつ機能に関する啓発を行った。

## 4 木材需要対策（木材需要拡大部会長 島田泰助）

(1) 令和元年の住宅着工は、総戸数で905千戸、木造住宅は523千戸といずれも前年比で96.1%、97.0%という実績となった。

令和2年に向けては、消費税増税に伴う反動減もそれほどなく、加えて戦後最大規模の令和2年度当初予算による景気対策等に支えられ、順調な住宅着工を予想する声も強いが、中・長期的には住宅需要の落ち込みは避けられないとの声も引き続き強く、非住宅分野への木材利用拡大等新たな木材需要拡大対策への取組みの必要性がこれまで以上に強くなってきている。

(2) 令和元年の木材需要部会は、次のような活動を実施した。

第一として非住宅分野での木材利用拡大等国内木材産業振興対策に関する予算の確保等に取り組んだ。

こうした取組みの結果、今後の製材品需要の拡大に欠くことのできない非住宅建築物へのJAS製材品の普及促進のための予算措置等が、平成30年度に続き、令和元年度の補正予算、令和2年度の当初予算にも引き続き盛り込まれた。

第二として、国土交通省等関係省庁に要請を行ってきた非住宅分野への木材利用促進策に関連して、建築基準法の改正により内装等への木材の利用制限の緩和が昨年6月に施行され、耐火建築物の規定の緩和により木造化・木質化に関する設計・

施工がより弾力的に進められることとなった。

第三として、新たな国産材利用拡大対策構築に向けた具体的な仕組みが創設されるとともに、多様な活動が展開された。

特に、木材利用促進法の制定など抜本的な木材需要拡大対策の実現について、日本林業協会を中心に全国木材組合連合会、全国森林組合連合会、日本林業経営者協会、全国素材生産業協同組合連合会、全日本木材市場連盟の森林・林業・木材産業関係団体に加え、建築・建設関係団体や企業が中核となって、『森林(もり)を活かす都市(まち)の木造化推進協議会』を立ち上げるとともに、これに先立って創設された『森林(もり)を活かす都市(まち)の木造化推進議連』との連携・協力により、政府及び関係省庁への要望活動や現地見学会、研修会等を積極的に行った。

また、一昨年10月に関係6団体により設立した「国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会」が認定する「日本の森林を守るため共に行動する企業」も徐々に増加し19企業となるとともに、これら企業の広報・宣伝を関係団体の広報媒体を活用して継続的に各企業の紹介記事を掲載するなど、従来にない広報活動が展開された。

第四は、木材利用拡大へ向けた国民支援の体制の構築に向けて、都道府県による木材利用促進条例制定を引き続き働きかけた。この結果、岩手県(H31.3,19番目)、山梨県(H30.3,20番目)において新たに条例が制定された。

※ 奈良県(R2.3予,21番目)、三重県も準備中。

第五は、経済同友会や経団連等の経済団体や全国知事会に設置された「国産木材活用PT」の活動との連携など、経済界や地方自治体の動きを踏まえた情報交換等を積極的に行った。

## VI 政策推進のための諸活動

森林の整備、林業・木材産業及び山村の振興に関する施策を推進するため、本協会に事務局を設置し、「森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟全国協議会」、「林産物貿易対策全国協議会」、「中央林業団体緑の募金協力会」、「国有林野事業推進協議会」の4団体が活動した。

## 1 森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟全国協議会

45道府県の林活地方議連（道府県参加議員1,809名及び市町村429）が参加により構成している。

令和元年度定時総会は、7月26日（金）、赤坂ICCにおいて開催し、「森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する提言」の採択、大会スローガンの採択等を行った。

このほか、役員会を3回開催し、林野庁、主要国会議員等に要請活動等を行った。

## 2 林産物貿易対策全国協議会

林産物貿易に関係する23団体（うち会員19団体）で構成している。

8月23日（金）に、永田町ビルで、令和元年度総会を開催した。

通常総会終了後、ITTO事務局長を講師として公開講座を開催した。

「環太平洋戦略的経済連携協定」（TPP）、「日EU・EPA交渉」、「日米貿易協定」に関して、交渉の状況等について、協議会会員等に対し情報提供を行った。

## 3 中央林業団体緑の募金協力会

緑の募金への協力を行う中央林業団体13団体で構成している。

2月4日（月）及び8月27日（火）に「緑の募金協力会代表世話人会」を開催し、募金活動への協力に取り組んだ。

## 4 国有林野事業推進協議会

国有林野事業に密接な関係を有する15団体で構成している。

10月25日（金）に、三会堂ビルで、令和元年度総会を開催し、「30年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」、「令和元年度国有林野事業の事業実行について」等について、林野庁当局から説明を受けるとともに、意見交換を行った。